

○公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会が発注する工事の前払金に関する規程

2023年12月18日 制 定

(趣旨)

第1条 この規程は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定に基づき、登録を受けた保証事業会社の保証に係る公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会（以下「協会」という。）が発注する工事（以下「工事」という。）に要する経費の前払金について必要な事項を定めるものとする。

(前払金の対象、率等)

第2条 協会は、前条に規定する工事のうち、請負代金額が1件1,000,000円以上で協会が必要と認めるものについては、当該工事の請負人に対し、当該請負代金額の10分の3（土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。次項及び第6条において同じ。）については10分の4）を超えない範囲内で前払金をすることができる。

2 協会は、前項の規定により前払金をした土木建築に関する工事のうち、次の各号のいずれにも該当し、協会が必要と認めるものについては、当該工事の請負人に対し、同項の範囲内で既にした前払金に追加して当該請負代金額の10分の2を超えない範囲内で前払金をすることができる。

(1) 工期の2分の1を経過していること。

(2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

(3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

(4) 公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会契約規程(2021年11月16日制定。以下「契約規程」という。)第26条の規定による支払を請負人が請求していないこと。

(保証契約証書の提出)

第3条 前払金(前条第2項の規定による前払金（以下「中間前払金」という。）を含む。第10条の2第2項を除き、以下同じ。)の支払を請求する者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社と、工事請負契約において定めた工事完成期限を保証期限とし、同条第5項に規定する保証契約を締結しなければならない。

2 前払金の支払を請求する者は、前項の保証契約を締結したときは、遅滞なく、その保証契約証書を協会に提出しなければならない。

(特別な契約事項)

第4条 前払金に係る工事の請負契約書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない

ない。

- (1) 前払金は、請負人が前条の手続を完了した後に請求できるものであること。
- (2) 第6条の規定により前払金を追加払いし、又は返還させること。
- (3) 前払金を当該請負工事に必要な経費以外の支払に充ててはならないこと。

(前払金の支払)

第5条 協会は、適法な前払金の請求書を受領したときは、その日から起算して、14日以内に前払金を支払うものとする。

(前払金の追加または返還)

第6条 設計図書(設計書、図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。以下同じ。)の変更その他の理由により著しく請負代金額を増額した場合においては、請負人は、その増額後の請負代金額の10分の3(土木建築に関する工事については10分の4(中間前払金が支払われているものについては10分の6))から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額以内の前払金の支払を請求することができる。この場合においては、前条の規定を準用する。

- 2 設計図書の変更その他の理由により、請負代金額を減額した場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の4(土木建築に関する工事については10分の5(中間前払金が支払われているものについては10分の6))を超えるときは、請負人は、その減額があった日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。この場合において、契約規程第26条の規定による支払をしようとするときは、協会は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。

(保証契約の変更)

第7条 請負人は、前条第1項の規定により受領済みの前払金に追加して更に前払金の支払を請求する場合にはあらかじめ、第3条第1項の規定により締結した保証契約を変更し、変更後の保証契約証書を協会に提出しなければならない。

- 2 前項に定める場合のほか、前条第2項の規定により請負代金額を減額した場合において、第3条第1項の規定により締結した保証契約を変更したときは、請負人は、遅滞なく、変更後の保証契約証書を協会に提出しなければならない。

(前払金の使用等)

第8条 請負人は、前払金を工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(当該工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

(前払金の返還)

第9条 協会は、次の各号の一に該当する場合は、既に支払った前払金を返還させるものとする。

- (1) 前払金の支払を受けた者と保証事業会社との間の保証契約が解約されたとき。
- (2) 前払金の支払を受けた者と協会との間の請負契約が解除されたとき。

(前払金返還の期限)

第10条 協会は、第6条第2項又は前条の規定により前払金を返還させようとするときは、工事前払金返還請求書(別記様式)を前払金を返還すべき者に交付しなければならない。

- 2 前払金を返還すべき者が、前項の請求書に指定した返還期限後に前払金を納付するときは、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算して得た額の損害金をあわせて納付しなければならない。

(複数年度に渡る契約の特則)

第10条の2 複数年度に渡る契約の前金払に関する第2条、第3条、第6条及び第7条の規定の適用については、これらの規定中「請負代金額」とあるのは「出来高予定額(当該会計年度における契約規程第26条第1項の出来高の予定額であって、前会計年度末における同項の出来高が前会計年度までの同項の出来高の予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該会計年度の契約規程第26条第1項の出来高の予定額から前会計年度の同項の出来高の予定額を超えた額を控除した額をいう。)」と、第2条第2項第1号及び第2号中「工期」とあるのは「当該会計年度における工事実施期間」と、同項第3号中「当該工事」とあるのは「当該会計年度における工事」と、同項第4号中「公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会契約規程(2021年11月16日制定。以下「契約規程」という。)第26条の規定による支払を」とあるのは「契約規程第26条の規定による支払を当該会計年度において」と、第3条第1項中「工事完成期限」とあるのは「工事完成期限(最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末)」と読み替えるものとする。

- 2 協会は、必要があると認めるときは、前項の規定により読み替えられた第2条第1項の規定にかかわらず、契約を締結した会計年度に翌会計年度以降分の前払金を含めて支払を行うことができる。この場合において、前項の規定により読み替えられた第2条、第3条第1項、第6条及び第7条の規定並びに次項及び第4項の規定は、適用しない。
- 3 協会は、前会計年度末における出来高(契約規程第26条第1項の出来高をいう。以下同じ。)が前会計年度までの出来高の予定額(以下「出来高予定額」という。)に達しない場合は、第1項の規定により読み替えられた第2条の規定にかかわらず、出来高が前会計

年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払を行うことができない。

- 4 前会計年度末における出来高が前会計年度までの出来高予定額に達しない場合は、請負人は、出来高が当該出来高予定額に達するまで第3条第1項の規定により締結した保証契約の保証期限を延長しなければならない。この場合において、第7条第1項の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、2023年12月18日から施行する。